

日本銀行參與會設置ニ關スル法律案

第一條 日本銀行ニ日本銀行參與會ヲ置キ日本銀行ノ重要ナル業務ニ關シ日本銀行總裁ノ諮問ニ應ザシム

第二條 日本銀行參與會ハ會長一名及日本銀行參與五名以内ヲ以テ之ヲ組織ス

第三條 會長ハ日本銀行總裁之ニ當ル

第四條 日本銀行參與ハ金融業若ハ産業ニ從事シ又ハ學識經驗アル者ノ中ヨリ大藏大臣之ヲ命ジ其ノ任期ヲ三箇年トス

日本銀行參與ハ無給トス

第五條 日本銀行總裁ハ少クトモ毎月一回日本銀行參與會ヲ招集スベシ

第六條 日本銀行參與會ハ日本銀行ノ業務ニ關シ日本銀行總裁ニ意見ヲ

Faint vertical text, likely bleed-through from the reverse side of the page.

述ブルコトヲ得

日本銀行參與ハ必要ト認ムルトキハ日本銀行參與二名以上ノ同意ヲ得  
テ日本銀行參與會ノ招集ヲ會長ニ請求スルコトヲ得

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

大藏省

(6.9 富井納)

日本銀行ノ行務ノ運用ヲシテ一層時宜ニ適ハシメ且同行ト財界トノ聯繫ヲ緊密ナラシムル爲日本銀行ニ日本銀行參與會ヲ設置スルノ要アリ是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

理由書

日本銀行ノ行務ノ運用ヲシテ一層時宜ニ適ハシメ且同行ト財界トノ聯繫ヲ緊密ナラシムル爲日本銀行ニ日本銀行參與會ヲ設置スルノ要アリ是レ本案ヲ提出スル所以ナリ